

田頭川災害関連緊急砂防事業（佐賀県唐津市相知町湯屋字本谷地内） にかかる事業認定理由について

平成20年12月11日付けで佐賀県から事業の認定の申請があった田頭川災害関連緊急砂防事業（佐賀県唐津市相知町湯屋字本谷地内）について、平成21年3月19日に土地収用法に基づき事業の認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由